

金沢大学入学者選抜試験での不正行為の注意

令和4年7月21日

1. 本学入学者選抜試験において、次の行為は不正行為とし、受験者は入学試験において失格とします。

- (1) 他人に自分の身代わりとして試験を受けさせること、及び自分が他人の身代わりとして試験を受けること。
- (2) 出願確認票、答案用紙へ故意に虚偽の入力や記入をすること。
- (3) 「解答はじめ」の指示の前に、問題冊子を開くこと、及び解答を始めること。
- (4) カンニングをすること（カンニングペーパーを持ち込むこと、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わること、答案を交換することなど）、カンニングの手助けをすること、及び他の受験者に答えを教えること。
- (5) 試験時間中に、配付した問題冊子、下書き用紙及び答案用紙を試験室から持ち出すこと。
- (6) 試験時間中に、「各入学者選抜試験の受験上の注意」において、許可されていないものを使用すること。
- (7) 試験時間中、及び口述試験開始前の口述試験控室等において、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン及び音楽プレーヤー等の電子機器類の電源を切ってかばん等にしまわず、使用すること、及び身に付けること。なお、イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。
- (8) 「解答やめ。鉛筆や消しゴムを置いて問題冊子を閉じてください。」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを置かずに解答を続けること。
- (9) 口述試験において、試験前に試験が終了した他の受験者から試験に関する情報を得ること、及び試験後にこれから試験を受ける他の受験者へ試験に関する情報を与えること。

2. 上記1以外にも次のことを不正行為とみなすことがあります。指示等に従わず、不正行為と認定した場合にも、1の場合と同様に受験者は入学者選抜試験において、失格とします。

- (1) 上記1(7)のほか、アラームの設定を解除せず試験時間中に音（着信音、アラーム、振動音など）を鳴らす等、試験の進行に影響を与えること。
- (2) 試験場において、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申し出や隠ぺいを行うこと、及び他の受験者への迷惑又は本学の円滑な試験実施の支障となる恐れのある行為をすること。
- (3) 試験場において、試験監督者及び本学教職員等の指示に従わないこと。
- (4) その他、試験の公平性を損なう恐れのある行為をすること。

3. 不正行為が発覚すれば、警察に被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。